## 芽室町営水泳プール等整備事業について

# 1. 進捗状況の概要

芽室町営水泳プールについては、4月24日のプロポーザル公告及び募集要項等の配布の後、2者の参加グループからの参加表明及び提案書類の提出があり、現在事業者選定に向けて審査をしています。

## 2. 審査体制

事業者の選定にあたり、学識経験者・庁内委員で構成する芽室町営水泳プール等整備 事業者選定審査委員会を設置し審査しています。審査を公平に行うため、氏名の公表は していません。

	役職	分野・所属	
1	委員長	建築/都市学・北海道大学大学院工学研究院 教授	
2	委員	スポーツ・北海道教育大学教授	
3	委員	建築計画マネジメント・一般財団法人北海道 建設技術センター職員	
4	委員	環境/エネルギー・地方独立行政法人北海道 立総合研究機構建築研究本部北方建築総合 研究所	
5	委員	芽室町副町長	
6	委員	芽室町企画財政課長	
7	委員	芽室町建設都市整備課長	

# 3. スケジュール

	項目	日程	内容
1.	第1回芽室町営水泳プール等整	4月13日(月)	募集要項等の審査
	備事業者選定審査委員会		
2.	プロポーザル実施公告	4月24日(金)	
3.	募集要項・要求水準書等の配布	4月24日(金)	
4.	募集要項等に関する質問受付締	5月12日(火)	8項目の質問受領
	切(参加表明)		
5.	募集要項等に関する質問・回答	5月18日(月)	HP による回答公表
	の公表(参加表明)		
6.	参加表明書の受付締切	5月26日(火)	2 者の参加表明受領
7.	資格確認結果通知	6月5日(金)	書類による通知
8.	募集要項等に関する質問受付締	6月17日(水)	35 項目の質問受領
	切(提案書類)		
9.	募集要項等に関する質問・回答	6月29日(月)	HP による回答公表
	の公表(提案書類)		
10.	提案書類の受付締切	7月31日(金)	2 者の提案書類受領
11.	第 2 回芽室町営水泳プール等整	8月11日 (火)	審査基準・ヒアリング審査に
	備事業者選定審査委員会		ついて
12.	第 3 回芽室町営水泳プール等整	9月1日 (火)	
	備事業者選定審査委員会	予定	
	(プレゼンテーション・ヒアリ		
	ング)		
13.	優先交渉権者の決定及び公表	9月予定	
14.	基本協定(本事業)の締結	10 月予定	
15.	仮事業契約の締結	10 月予定	
16.	指定管理者選定(非公募)	10 月予定	
17.	議会(指定管理者の指定)	12 月予定	
18.	指定管理者基本協定書の締結	12 月予定	
19.	指定管理者年度協定書の締結	3月予定	

#### 4. 募集要件(芽室町営水泳プール等整備事業募集要項より抜粋)

# 3 募集要件

# (1) 選定方法

本事業では、町民等に対する社会体育施設等のサービス提供に関する総合的な考え方、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的かつ効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、事業者の提案による施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性や安定性等を総合的に評価して優先交渉権者等を決定する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

# (2) 参加者の備えるべき参加資格要件

#### 1)参加者の構成

参加者は複数の企業で構成するグループ(以下「参加グループ」という。)とする。参加グループは代表企業(以下「代表企業」という)を定め、それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とする。

参加グループは、基本協定締結後に会社法に基づく株式会社として、本施設の維持管理及び運営業務を目的とする特定目的会社(以下「SPC」という。)を設立することは妨げない。

#### 2)業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、既存プールの解体工事の各業務を行う者は、それぞれ以下の要件を満たさなければならない。また、全ての代表企業、構成企業は、芽室町競争入札参加資格者名簿(令和2年度)に登録されていなければならない。なお、登録されていない場合であっても、参加表明書等の提出期限までに登録申請をし、町が受理した場合は可とする。

複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができるが、建設業務を行う 者は、工事監理業務を行うことはできない。

## ① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下の a の要件については全ての企業が該当し、b の要件はいずれかの設計企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級 建築士事務所の登録を受けた者であること
- b. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民 問わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 ㎡以上のスポ ーツ施設等の実施設計業務を完了した実績を有していること

#### ② 建設・解体業務を行う者

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下の a 及び b の要件についてはすべての企業が該当し、c 及び d の要件は、いずれかの建設企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること
- b. 芽室町競争入札参加資格者名簿(令和2年度の建築)に、北海道内の本店 または支店が登録されていること
- c. 当該年度の芽室町競争入札参加者名簿における建築一式工事の経営規模 等評価の総合評定値が 1,000 点以上であること
- d. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民間わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 ㎡以上のスポーツ施設等の建築一式工事を元請として完了した実績を有していること

#### ③ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下の a の要件についてはすべての企業が該当し、b の要件は、いずれかの工事監理企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により、一級 建築士事務所の登録を受けた者であること
- b. 平成 12 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内で官民間わず 25m 以上の屋内温水プール施設又は延べ面積 1,000 ㎡以上のスポーツ施設等の工事監理業務を完了した実績を有していること

#### ④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下の a の要件についてはすべての企業が該当し、b 及び c の要件はいずれかの維持管理企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 芽室町競争入札参加資格者名簿(令和2年度のその他)に、北海道内の本 店または支店が登録されていること
- b. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内の官民間わず屋内温水プール施設の 2 年以上の維持管理業務の実績を有していること
- c. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、北海道内の官民 問わず屋内温水プールを除くスポーツ施設等の 2 年以上の維持管理業務 の実績を有していること

## ⑤ 運営業務を行う者

運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下のa、b及びcのすべての要件について、いずれかの運営企業が要件を満たしていればよいものとする。

- a. 芽室町競争入札参加資格者名簿(令和2年度のその他)に登録されている こと
- b. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、官民問わず屋内 温水プール施設の 2 年以上の運営業務の実績を有していること
- c. 平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、官民問わず屋内 温水プールを除くスポーツ施設の 2 年以上の運営業務の実績を有してい ること